

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画(平成30年度～平成32年度)の目標とする指標の考え方について

◆計画の各節ごとに取組をフォローアップし、施策の達成度を測るため、目標とする指標を設定します。

<第1章>健康づくりと介護予防の強化

第1節 健康寿命の延伸

主な取組：1 市民総ぐるみの健康づくり運動の推進 2 身体活動・運動習慣づくりの推進 3 栄養・食生活の改善意識の向上
4 こころの健康づくりの充実

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
がん検診受診率 市民を対象としたがん検診の対象者のうち受診した市民の割合	①胃がん 7.5% ②肺がん 4.6% ③大腸がん 13.9% ④乳がん 11.3% ⑤子宮がん 8.6% (平成28年度)	①胃がん 40.0% ②肺がん 40.0% ③大腸がん 40.0% ④乳がん 50.0% ⑤子宮がん 50.0%	健康寿命の延伸に向け、重点課題であるがん対策として、がん検診の受診を促進するため、元気都市あおもり健康づくり推進計画と整合を図り設定。
(算出方法) 当該指標は、元気都市あおもり健康づくり推進計画においても、平成32年度までの目標を設定していることから整合を図り、同内容に設定した。 基準値は、国が示した市町村間で比較可能ながん検診受診率の算定方法によるものだが、目標値は従来の算定方法で算出した受診率となっている。 ※①胃がん 7.5%(18.8%) ②肺がん 4.6%(11.5%) ③大腸がん 13.9%(34.9%) ④乳がん 11.3%(25.4%) ⑤子宮がん 8.6%(22.5%)の()内の受診率は従来の算定方法によるものである。			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
運動習慣がある市民の割合 1回30分以上の運動を週2回以上実施している市民の割合	38.7% (平成27年度)	48.7%	週1時間の運動実施者を現状から10%増加させると、国民全体の非感 性疾患(がん、循環器疾患、糖尿病など)や死亡リスクの約1%減少 できると、運動習慣の効果が国により公表されていることからこれに基 づき設定。
(算出方法) 現状値は、特定健康診査受診結果を集約している青森市国保データベース(KDB)から、「1回30分以上の運動を週2回以上実施していない」市民の割合を把握し、その差引か ら運動習慣のある市民の割合を算出し、目標値は、現状値から10%増加を目指し、各年度の推計値を割り直して算出した。			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群 の割合 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	29.6% (平成27年度)	20.7%	栄養・食生活の改善意識の向上を図り、栄養バランス等に配慮した食 生活を送る市民が増加することで、健康寿命に影響を及ぼすメタボリッ クシンドローム(内臓脂肪の蓄積による肥満からおこる代謝機能の不 調)の予防が図られるため設定。
(算出方法) 当該指標は、元気都市あおもり健康づくり推進計画においても、平成32年度までの目標を設定していることから整合を図り、同内容に設定した。			

第2節 介護予防・重度化防止の推進

主な取組：1 住民主体の介護予防活動の推進 2 多様な介護予防の場の提供 3 重度化防止の推進

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
要介護等認定率 第1号被保険者数に対する要介護・要支援認定者数の 割合	19.4% (平成29年度)	19.4%	第1号被保険者数が増加し、今後、さらに高齢化が進む中、介護予防 等の取組により要介護・要支援認定率を維持することを目標として設 定。
(算出方法) 平成29年度9月の介護保険事業状況報告書における第1号被保険者数84,146人に対する要介護等認定者数16,334人の割合を算出した。 第7期計画の推計では、平成32年度は、19.5%に上昇する見込みであることから、基準値を維持することを目標とした。			

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
介護予防活動実施箇所数	47箇所 (平成28年度)	63箇所	介護予防活動の場づくりの取組状況を測るため設定。
地区社会福祉協議会による介護予防活動実施箇所数			
(算出方法) 平成28年度の基準値に対して、平成29年度に新たに実施した8箇所を加えるとともに、平成29年末現在で未実施の地区社会福祉協議会(8地区社協)については、今後それぞれ1か所ずつ開催するものとして積算した。			

第3節 自立した日常生活の支援

主な取組： 1 外出手段の確保 2 生きがいづくりの充実 3 高齢者の就業促進 4 多様な生活支援サービスの提供

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
高齢者福祉乗車証交付者数	35,764人 (平成28年度)	37,496人	低額で市営バス等が利用できる福祉乗車証の所持状況を測るため設定。
高齢者福祉乗車証を所持している高齢者数			

(算出方法)
高齢者数の増加に応じて福祉乗車証所持者を増やすことを目標に、目標値を37,496人とした。平成27年度の高齢者人口は81,923人、第7期計画の平成32年度の推計人口86,860人から、高齢者人口の平均増加割合は1.21%と見込まれることから、目標値は、平成28年度の基準値の1.21%(433人)が各年度増加するものとして積算した。

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
老人クラブ加入者数	6,674人 (平成28年度)	6,794人	生きがいづくりへの取組状況を測るため設定。
老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブの会員数			

(算出方法)
地区カルテ整備等の取組を通じて、老人クラブ連合会に未加入の老人クラブの把握を進めるとともに、連合会への加入を働きかけることで、年間1クラブ(30人)が新たに老人クラブ連合会に加わるものとして積算した。

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
シルバー人材センター就業率	75.0% (平成28年度)	78.0%	高齢者の就業状況を測るため設定。
就業したシルバー人材センター会員の割合			

(算出方法)
シルバー人材センターにおいて臨時的・短期的な就業を希望する高齢者を可能な限り就業につなげることを目標に、シルバー人材センターの計画との整合を図り、目標値を78.0%とした。
目標値は、シルバー人材センターが設定した平成31年度の計画値を用いた。

<第2章> 保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステム構築の加速と地域福祉の推進

第1節 医療・介護連携の推進

主な取組： 1 地域住民への普及・啓発 2 医療・介護関係者の連携促進 3 医療・介護が連携したサービスの充実

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
医療・介護連携に関する出前講座開催回数	平成29年度からの実施であるため、実施結果をもって基準値を設定します。	12回	地域への普及啓発活動の状況を測るため設定。
市や地域包括支援センターが地域の会合等の場で普及活動を行った回数			

(算出方法)
市や地域包括支援センターが地域での医療・介護連携に関する普及啓発活動を月1回行うことを目標に、目標値を12回とした。

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
在宅医療・介護連携のための連携会議等開催回数	1回 (平成28年度)	2回	様々な専門職間の連携や知識の共有等の取組状況を測るため設定。
医療・介護等の多職種による連携会議やグループワーク等の開催回数			
(算出方法) 連携促進のための会議のほか、専門職間の知識の共有等を図るためのグループワーク等を市主催で毎年開催することとして、目標値を2回とした。			

第2節 認知症施策の推進

主な取組： 1 認知症に係る知識の普及・啓発 2 認知症の早期発見・早期対応 3 支援体制の強化

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
認知症サポーター数	12,586人 (平成28年度)	21,326人	認知症に係る知識の普及状況を測るため設定。
認知症サポーター養成講座を受講した累計人数			

(算出方法)
認知症を正しく理解する市民を過去3年間の年間平均受講者数と同様の規模で増加させることを目標に、目標値を21,326人とした。
目標値は、過去3年間(平成26年度～平成28年度)の平均養成者数2,185人から積算した。

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
認知症カフェ開催回数	52回 (平成28年度)	66回	認知症の方及び家族等のつどいの場の整備状況を測るため設定。
地域包括支援センターの認知症カフェ開催回数			

(算出方法)
地域包括支援センターが開催する認知症カフェについては、概ね3ヶ月に1回開催されているが、2か月に1回程度まで開催頻度を増加させることとして積算した。

第3節 地域包括支援センターの機能の充実

主な取組： 1 機能の強化 2 役割分担・連携強化 3 効果的な運営の継続 4 地域ケア会議の推進

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
相談窓口の認知度	58.6% (平成28年度)	70.0%	地域包括支援センターの認知度を測るため設定。
高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを知っている市民(40歳以上)の割合			

(算出方法)
地域包括支援センターの認知度を第6期計画の目標値まで引き上げることを目標に70.0%とした。

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
地域ケア個別会議・推進会議開催回数	104回 (平成28年度)	133回	地域包括支援センターを中心とする多職種による個別ケースや地域の抱える課題に対する検討状況を測るため設定。
個別ケースや地域が抱える課題の解決等に向けた検討のために地域包括支援センターや市が開催する多職種による会議の開催回数			

(算出方法)
地域ケア個別会議は、各地域包括支援センターで概ね年間9回開催されているが、多職種による個別ケースや地域課題の検討を毎月開催することを目標に積算した。(11包括×12回/年)また、地域ケア推進会議については、年1回の開催を見込んだ。

第4節 地域支え合いの推進

主な取組： 1 地域で支え合う意識づくり 2 支え合い活動の推進

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
地域福祉サポーター数 ボランティアポイント制度のもとでボランティア活動を行う地域福祉サポーター登録者数	平成29年度からの実施であるため、実施結果をもって基準値を設定します。	2,166人	ボランティア活動への取組状況を測るため設定。
(算出方法) 目標値は、青森市地域福祉計画の平成32年度目標値2,166人とした。			

<第3章> 尊厳が守られる暮らしの実現

第1節 権利擁護の推進

主な取組： 1 権利擁護意識の高揚 2 成年後見制度の利用促進 3 市民後見人支援体制等の強化

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
相談窓口の認知度[再掲] 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを知っている市民(40歳以上)の割合	58.6% (平成28年度)	70.0%	権利擁護の相談窓口の認知度を測るため設定。
(算出方法) 権利擁護の相談窓口である地域包括支援センターの認知度を第6期計画の目標値まで引き上げることを目標に70.0%とした。			

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
権利擁護の相談へ適切に対応した割合 成年後見制度の活用等、権利擁護の相談に適切な対応を行った割合	100.0% (平成28年度)	100.0%	権利擁護の相談への対応状況を測るため設定。
(算出方法) 市や地域包括支援センターにおいて、権利擁護の相談に適切に対応するものとして設定した。			

第2節 虐待防止対策の強化

主な取組： 1 高齢者虐待防止の普及・啓発 2 高齢者虐待の早期発見・早期対応

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
相談窓口の認知度[再掲] 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを知っている市民(40歳以上)の割合	58.6% (平成28年度)	70.0%	高齢者虐待の相談窓口の認知度を測るため設定。
(算出方法) 高齢者虐待の相談窓口である地域包括支援センターの認知度を第6期計画の目標値まで引き上げることを目標に70.0%とした。			

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
高齢者虐待の相談・通報に適切に対応した割合 関係機関と連携したケース対応等、高齢者虐待に関する相談・通報に適切な対応を行った割合	100.0% (平成28年度)	100.0%	高齢者虐待の相談・通報への対応状況を測るため設定。
(算出方法) 市や地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の相談・通報に適切に対応するものとして設定した。			

<第4章>安全・安心な暮らしの実現

第1節 見守り体制の充実

主な取組： 1 日常的な見守り体制の強化 2 行方不明高齢者の早期発見

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
高齢者見守り協力事業者数 高齢者見守り協力事業者として市と協定を締結した事業者数(累計)	20事業者 (平成28年度)	28事業者	高齢者の見守りに対する民間事業者の協力状況を測るため設定。
(算出方法) 毎年2事業者の協力を得ることを目標に、目標値を28事業者とした。			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
行方不明高齢者の相談・通報に適切に対応した割合 関係機関との情報共有等、行方不明高齢者に関する相談・通報に適切な対応を行った割合	100.0% (平成28年度)	100.0%	行方不明高齢者に関する相談・通報への対応状況を測るため設定。
(算出方法) 市や地域包括支援センターにおいて、行方不明高齢者の相談・通報に適切に対応するものとして設定した。			

第2節 住まいの充実

主な取組： 1 住宅改修等による居住環境の充実 2 高齢者に適した住まいの確保

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
住宅改修費支給件数 介護保険住宅改修費の支給件数	911件 (平成28年度)	956件	手すりの設置や段差解消などの住宅改修を行う在宅要介護者が増えることは、住み慣れた自宅で自立した生活を営める方が増えることにつながる。 また、他者による介護を受けなくても、自立した生活が営めることにもつながることから、家族介護者の負担軽減や、訪問介護費の削減にも期待できるため、設定。
(算出方法) 平成30年度～平成32年度の推計根拠 平成28年度実績値×平成30年度以降の要介護認定者の伸び率(切り上げ)			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
養護老人ホーム入所待機者数 養護老人ホームの入所待機者数	0人 (平成28年度)	0人	養護老人ホームの待機者の解消を図るため設定。
(算出方法) 待機者数を0人とすることとして目標値を設定した。			

第3節 災害時等支援の充実

主な取組： 1 災害時等における地域福祉活動の充実

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
防災訓練に参加・協力したいと思う市民の割合 防災訓練に参加・協力したいと思う市民の割合	58.4% (平成29年度)	88.0%	「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が高まることで、災害時における地域福祉活動の充実が期待できるため設定。
(算出方法) 市民意識調査「あなたは、今後地域の防災訓練に参加・協力していきたいと思いますか」の問への、否定的な回答以外の合計。平成29年版 防災白書 図表1-1-3 内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査(平成28年5月)」より、『災害に備えることは重要だと思う』人の割合 3%+34%+51.4%=88%			

第4節 交通安全活動の推進

主な取組： 1 交通安全意識の啓発 2 交通安全教育の推進

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
年間の交通事故死傷者数	1,005人 (平成27年)	810人	高齢者の交通死亡事故の割合が高い傾向にある中で、高齢者を交通事故から守る必要があることから、交通事故による死傷者数を指標として設定。
市内で発生した交通事故による年間死傷者数			
(算出方法) 目標値については、第10次青森市交通安全計画の目標値とした。			

第5節 消費生活相談の充実

主な取組： 1 消費者被害に関する知識の普及・啓発 2 消費生活相談機能の充実

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
啓発事業などへの参加者数	2,850人 (平成28年度)	3,000人	多様化している消費生活に関するトラブルを事前に回避できる知識を得ることができる啓発活動への参加者が増えることにより、消費生活トラブルに巻き込まれる市民が減少するため、指標として設定。
消費生活に関する各種啓発事業における参加者数			
(算出方法) 青森市新総合計画後期基本計画での目標値とした。			

<第5章> 介護サービスの充実

第1節 施設・居住系サービスの整備

主な取組： 1 施設・居住系サービスの整備 2 在宅サービスの充実

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
介護老人福祉施設入所待機者数	132人 (平成29年度)	72人	特別養護老人ホームの在宅での待機者の解消を図るため設定。
介護老人福祉施設の在宅での待機者数			
(算出方法) 平成27年度～平成29年度(各年度5月1日現在)における在宅の要介護3から5までの待機者数及び施設整備状況を基に積算した。 ・待機者数の増加と施設整備 待機者数:平成27年度 144人 平成28年度 123人 平成29年度 132人 施設整備:平成27年10月1日にミニ特養開設(勝田三思園 定員29人) 平成27年度から平成28年度までの待機者数の自然増分:123人-(144人-29人)=8人…① 平成28年度から平成29年度までの待機者数の自然増分:132人-123人=9人…② 自然増分の平均(①+②)/2=8.5≒9人 9人/年 ・目標値 平成30年度:132人+9人-29人(ささえ 平成30年1月1日開設 定員29人)=112人 平成31年度:112人+9人=121人 平成32年度:121人+9人-29人×2施設(第7期計画整備数)=72人			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設数	6施設 (平成29年度)	8施設	計画に基づき整備する施設や事業所について、7期中の整備数(開設予定)を指標とする。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の累計施設数			
(算出方法) 本計画の施設・居住系サービス整備方針による。本計画期間中に公募し開設予定の施設数は2施設。			

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
認知症対応型共同生活介護施設数	57施設 (平成29年度)	60施設	計画に基づき整備する施設や事業所について、7期中の整備数(開設予定)を指標とする。
認知症対応型共同生活介護の累計施設数			
(算出方法) 本計画の施設・居住系サービス整備方針による。第6期計画期間に公募し本計画期間中に開設予定の施設数は1施設、本計画期間に公募し開設予定の施設数は2施設。			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
小規模多機能型居宅介護事業所数	4事業所 (平成29年度)	10事業所	計画に基づき整備する施設や事業所について、7期中の整備数(開設予定)を指標とする。
小規模多機能型居宅介護の累計事業所数			
(算出方法) 本計画の施設・居住系サービス整備方針による。第6期計画期間に公募し本計画期間中に開設予定の事業所数は4事業所、本計画期間に公募し開設予定の事業所数は2事業所。			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
看護小規模多機能型居宅介護事業所数	1事業所 (平成29年度)	2事業所	計画に基づき整備する施設や事業所について、7期中の整備数(開設予定)を指標とする。
看護小規模多機能型居宅介護の累計事業所数			
(算出方法) 本計画の施設・居住系サービス整備方針による。本計画期間中に公募し開設予定の事業所数は1事業所。			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	1事業所 (平成29年度)	2事業所	計画に基づき整備する施設や事業所について、7期中の整備数(開設予定)を指標とする。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の累計事業所数			
(算出方法) 本計画の施設・居住系サービス整備方針による。本計画期間中に公募し開設予定の事業所数は1事業所。			

第2節 サービス提供体制の確保

主な取組： 1 介護給付の適正化の推進 2 効果的な指導監督 3 介護サービスの質の確保
4 介護従事者の確保及び資質向上の促進

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
要介護認定の適正化件数	12,744件 (平成28年度)	13,310件	平成32年度目標値は、青森県の第4期介護給付適正化計画策定用に青森県に提出した数値と同様として設定。
要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容に関する点検件数			
(算出方法) 平成29年度推計値×平成30年度以降の要介護認定者の伸び率(切り上げ)			
指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
ケアプランの点検件数	38件 (平成28年度)	80件	介護が必要な方を適切に認定し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することにつながるため設定。
介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容に関する点検件数			
(算出方法) ・通常点検6件(3事業所×2件)/回×6回/年=36件/年 ・アドバイザーケアプラン・個別援助計画点検 4件/年 ・アドバイザーケアプラン点検4件(4事業所)/回×10回/年=40件/年 ※計80件			

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
住宅改修等の点検件数	43件 (平成28年度)	71件	介護が必要な方を適切に認定し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することにつながるため設定。
住宅改修サービスの施工状況等の点検件数や福祉用具貸与サービス利用状況等の点検件数			

(算出方法)
平成28年度実績: 住宅改修点検35件+福祉用具点検8件=43件
目標値: 住宅改修点検35件(平成28年度実績)+福祉用具点検36件(「ケアプランの点検件数」の通常点検)=71件

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
給付実績を活用した情報の点検件数	132件 (平成28年度)	132件	第7期計画期間においても、第6期計画から引き続き、これまでの主要5事業に加え「給付実績を活用した情報の点検」も実施するため、平成32年度目標値は、青森県の第4期介護給付適正化計画策定用に青森県に提出した数値と同様として設定。
給付実績を活用した介護報酬の支払状況の点検件数や医療保険の入院情報との突合及び点検			

(算出方法)
点検対象11件(11帳票)/回×12回/年=132件/年

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
介護給付費通知回数	2回 (平成28年度)	2回	介護が必要な方を適切に認定し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することにつながるため設定。
介護サービス利用者に対する事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等に関する通知回数			

(算出方法)
青森市介護給付適正化事業実施要綱で定めている回数
平成28年度実績と同じ

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
実地指導等件数	107件 (平成28年度)	107件	介護サービス等の質の確保・向上が図られるよう、また、不正請求の防止と制度管理の適正化を図るため、老人福祉法及び介護保険法に基づくサービス事業者等に対し、実地指導及び集団指導等を行うこととしているため設定。
介護サービス事業者等に対する実地指導等件数			

(算出方法)
平成28年度の実績を維持する(下回らない)よう目標値を設定した。
平成27年度実績 66件、平成28年度実績 107件

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
集団指導開催回数	1回 (平成28年度)	1回	介護サービス等の質の確保・向上が図られるよう、また、不正請求の防止と制度管理の適正化を図るため、老人福祉法及び介護保険法に基づくサービス事業者等に対し、実地指導及び集団指導等を行うこととしているため設定。
介護サービス事業者等に対する集団指導開催回数			

(算出方法)
平成28年度の実績を維持する(下回らない)よう目標値を設定した。
青森市介護サービス事業者等指導実施要綱による。

第3節 介護保険料収納率の向上

主な取組：1 介護保険料収納率の向上

指標とその説明	基準値	目標値 (平成32年度)	指標の考え方
介護保険料収納率	98.55% (平成28年度)	98.61%	収納率が向上することで、より安定的な保険給付に繋がるため設定。
介護保険料の現年度分の収納率(未還付分を含む)			

(算出方法)
算定方法は第6期計画と同じ。
収納対策会議で定めた平成29年度の目標収納率98.61%を平成32年度の目標値とする。